

No.	質問	回答
1	事業所単位というのは、雇用保険適用事業所ごとと捉えてよろしいのでしょうか？	<p>労働保険や雇用保険の届け出なども参考とはしますが、それのみで決めるものではなく、以下により判断します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 場所としての独立性 2. 規模と事務能力 <p>場所として独立していて、それぞれに責任者等を配置し、組織として独立した機能があり、5人以上の従業員を配置している場合は事業所として認める予定です。</p> <p>なお、ホテルにレストランを併設している場合や、同一の社会福祉法人が老人デイサービスと老人短期入所事業を別々に運営しているケースなど、同一の法人が複数の業態を運営している場合は、運営するスペースが明確に分かれていて、独立した屋号等を持ち、責任者が配置され、5人以上の従業員が配置されていれば、独立した事業所とみなします。</p>
2	みなし大企業は対象外ですか？	<p>発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業などのみなし大企業は、対象外です。</p> <p>詳細については、県のウェブサイトや賃上げ緊急支援金特設サイトに掲載している「秋田県賃上げ緊急支援事業に係る支援金支給要綱」をご参照ください。</p>
3	NPO法人や一般社団法人も支援対象となりますか？	中小企業に準ずるものであれば、対象となります。
4	支援金の対象となる業種に制限はありますか？	<p>業種による制限はありません。</p> <p>法人や個人事業主としての要件さえ満たしていれば、対象になり得ます。</p>
5	中小企業に該当するかどうかを判断するに当たり、複数の業種を行っている場合、「主たる業種」はどの業種にすればいいのでしょうか？	売上が最大の業種を、「主たる業種」としてください。